

法務省矯成第 7 9 9 号
令和 8 年 5 月 2 7 日

刑 事 施 設 の 長 殿
少 年 院 （ 分 院 ） 長 殿
矯正管区成人矯正部長 殿（参考送付）
矯正管区少年矯正部長 殿（参考送付）
矯正研修所副所長 殿（参考送付）
少年鑑別所（分所）長 殿（参考送付）

法務省矯正局成人矯正課長
法務省矯正局少年矯正課長
（ 公 印 省 略 ）

刑事施設及び少年院における特定失効者に対する運転免許試験の実施について（通知）

平成 1 3 年 6 月 2 0 日以降に矯正施設に入所（入院を含む。以下同じ。）し、その収容中に運転免許が失効して 3 年が経過した者については、出所（出院を含む。以下同じ。）後免許を再取得する場合、試験の一部免除が認められず、適性試験、技能試験及び筆記試験の全てを受験しなければならないところ、これまで、受刑者や在院者（以下「受刑者等」という。）にあつては、免許の再取得に係る負担を考慮し、円滑な社会復帰に資するという趣旨の下で、平成 1 6 年 1 1 月 1 6 日付け法務省矯保第 5 7 9 4 号矯正局保安課長及び同教育課長通知「矯正施設における特定失効者に対する運転免許試験の実施について」（以下「平成 1 6 年通知」という。）により、当該失効者について、施設内での運転免許試験を実施しているところである。今般、未決拘禁者にあつても、上記趣旨などを考慮し、拘禁の趣旨・目的に反しない範囲で、運転免許試験を受験する機会を付与することは相当と考えられることなどを踏まえ、受刑者等に加えて未決拘禁者についても、当該失効者を対象に刑事施設内で運転免許試験を実施することについて、警察庁と当局の協議が整ったところである。

つきましては、上記趣旨を踏まえ、下記要領に基づいて、対応する都道府県警察本部と協議の上、当該試験を円滑に実施するよう特段の配意をお願いします。

なお、平成 1 6 年通知は廃止します。

記

1 対象者

平成13年6月20日以降に新たに矯正施設に入所し、当該入所日から拘禁中に運転免許が失効した者であって、免許失効後、引き続き刑事施設又は少年院に拘禁されている者を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 受験を希望する者（以下「受験者」という。）が拘禁刑、懲役若しくは禁錮の刑の確定裁判（これに併科された罰金刑に係る労役場留置を含む。）又は少年院送致の保護処分の執行として拘禁されている者である場合は、運転免許が失効した日からおおむね2年6月以内に出所することが明らかである者（別表に掲げる刑事施設における職業訓練の受講のために当該試験を受験する必要がある者を除く。）
- (2) 受験者が未決拘禁者である場合は、矯正施設内における試験の実施予定日において、運転免許が失効した日からおおむね2年を経過していない者
- (3) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳以上の者。ただし、高齢者講習を入所前に終了し、免許申請書を提出した日前1年以内に終了証明書を受けた者を除く。
- (4) 矯正施設内での運転免許の更新を希望しない者

2 実施時期

年1回の実施とし、具体的な実施日は、試験を実施する刑事施設（以下「刑事施設」という。）とその所在地を管轄する都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）との協議により決定する。

3 実施場所

- (1) 刑事施設の収容区域内の集会室、教室等、戒護上支障のない場所において実施する。

なお、未決拘禁者についても、集会室等において集団実施することとして差し支えないが、接見等禁止決定が付されている未決拘禁者については、仕切りを設ける、隣の席との間隔をあけるなど、できる限り他者との接触を排除する措置を執るよう実施方法について留意すること。その上でなお、当該接見等禁止決定が付されている未決拘禁者について、集団実施により難しい事情がある場合には、個別に対応すること。

- (2) 一の警察本部の管轄下に複数施設がある場合に、当該警察本部と刑事施設との協議により、複数施設が合同で実施することは差し支えない。ただし、未決拘禁者に対する試験の実施に当たり、複数の共犯者を異なる矯正施設に収容している場合には、検察官の意見を聴取するなどした上で、可能な限り、共犯者が接触することのないよう実施すること。
- (3) 少年院に収容されている受験者については、最寄りの刑事施設において受験

させる。

4 免許の種別

第一種及び第二種の各免許のうち、適性試験を施設内で実施できるものについて実施する。

- (1) 第一種免許（大型、中型、準中型、普通、大型特殊、大型自動二輪、普通自動二輪、小型特殊、原動機付自転車、牽引）
- (2) 第二種免許（大型、中型、普通、大型特殊、牽引）

5 試験の種類

(1) 適性試験

ア 運転免許の種別に応じ、①視力、②深視力（大型、中型、準中型、牽引、第二種）、③聴力、④運動能力のうち、必要なものについて実施する。

イ 適性試験は、原則として、試験を実施する刑事施設の所在地を管轄する公安委員会職員の派遣を受けて実施する。

ウ 試験官の招へいに必要な交通費は刑事施設が負担する。

(2) 講習

ア 運転者の種別に応じ、①優良運転者に対する講習、②一般運転者に対する講習、③違反者に対する講習、④初回運転者に対する講習のうち、必要なものについて実施し、又は特定任意講習を実施する。

イ 講習は、刑事施設の職員が公安委員会の委託を受けて実施することもできる。

ウ 刑事施設は講習を担当する職員の養成を行う。

6 必要な機材等

試験に必要な機材については、原則として刑事施設で整備する。

なお、下記（１）イに記載の視野検査装置及び深視力計については、複数施設で共有するものとする。

(1) 適性試験

ア 第一種普通免許のみの場合
万国式試視力表

イ 第二種免許、第一種免許（大型、中型、準中型、牽引等）がある場合
免許の種別に応じ、視野検査装置又は深視力計

(2) 講習

映像再生機器、ホワイトボード

7 受験手続等

(1) 申請に必要な書類等については、刑事施設において準備する。

なお、必要な書類をあらかじめ警察本部から一式受領し、受験者に記載させる。

- (2) 申請手数料、講習手数料等については、受験者負担とし、領置金又は作業報奨金（職業能力習得報奨金）からの支払いとする。
- (3) 申請書に添付する写真の撮影は、原則として刑事施設が外部の業者に委託し、受験者による実費負担とする。
- (4) 申請に必要な本籍地記載の住民票の写し等は、原則として受験者が親族等を通じて取り寄せるものとする。
- (5) 受験者の現住所及び法令により身柄を拘束されていることを証明するものとして、刑事施設又は少年院の長は在所（院）証明書を発行する。
- (6) 新たに発行される免許証に記載される住所が矯正施設の住所となる点については、受験者を募集する際に周知するとともに、同意書を徴取するものとする。
- (7) 新たに発行される免許証は、刑事施設の職員が警察本部から一括受領し、受験者に交付するものとする。

なお、少年院に収容されている受験者分については、受領後速やかに該当少年院に回付し、同少年院において受験者に交付するものとする。
- (8) 運転免許試験の受験手続等については、「生活のしおり」等の冊子に記載するなどして、被収容者に周知するものとする。

別表

施 設 名
帯広刑務所
網走刑務所
月形刑務所
函館少年刑務所
鹿児島刑務所